

○飯塚市住民基本台帳職権消除等に関する事務取扱要綱

令和2年3月11日

飯塚市告示第51号

(趣旨)

第1条 この告示は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「政令」という。)第12条の規定に基づく職権による住民票の消除又は記載の修正(以下「職権消除等」という。)について、法及び政令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実態調査及び調査対象者)

第2条 市長は、職権消除等を行う場合は、法第34条第2項の規定による調査(以下「実態調査」という。)を実施しなければならない。

2 実態調査の対象となる者(以下「調査対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳に関する事務の処理において、住民票の記載事項に疑義が生じた者
- (2) 他の部署又は他の行政機関から住民票の記載事項に疑義があるとして照会があった者
- (3) 親族、同一世帯員又は同居の別世帯員から住所地に実際には居住していない旨の申出があった者
- (4) 家屋の所有者又は管理者から住所地に実際には居住していない旨の申出があった者
- (5) 近隣の住民から住所地に実際には居住していない旨の申出があった者
- (6) 転出予定日から6月を経過する日までに、転出先の市区町村から転入通知が届かない者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者

3 前項の規定にかかわらず、法務省設置法(平成11年法律第93号)第8条第1項に規定する施設及び病院、診療所、介護老人保健施設その他の医療施設に収容されている者については、実態調査の対象としない。

4 第2項第3号から第5号までに規定する申出は、住民基本台帳に関する申出書(様式第1号)に、当該申出の取下げは、住民基本台帳に関する申出取下書(様式第2号)によるものとする。

(実態調査の方法)

第3条 市長は、実態調査を実施する必要があると認めた場合は、調査対象者に対して居住実態の調査について(照会)(様式第3号)を発送するとともに、住民基本台帳実態調査票(様式第4号)に従い、関係所管への照会及び調査対象者の住所地その他居所が確認できる場所等における調査(以下「現地調査」という。)を職員に行わせるものとする。

2 現地調査を行おうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 現地調査は、2名以上の職員で行わなければならない。

(実態調査の期間)

第4条 実態調査は、原則として調査の開始日から90日を経過する日までに完了するものとする。

(届出の指導及び催告)

第5条 市長は、実態調査により政令第12条第3項の事実を確認した場合は、この事実を調査対象者に対して、住民票の異動届について(通知)(様式第5号)により通知し、住民票の異動の届出を行うよう指導するものとする。ただし、その転出先、転居先又は連絡先が判明しない者については、これを省略することができる。

2 市長は、前項の規定による通知をした日の翌日から起算して14日を経過する日までに住民票の異動届出が行われない場合は、住民票の異動届について(催告)(様式第6号)により住民票の異動の届出を行うよう催告するものとする。ただし、前項による通知を省略した者については、これを省略することができる。

3 市長が住民票の記載内容を適正に修正することができない特別な理由があるとした場合は、指導または催告を留保することができる。

(職権消除等の実施)

第6条 市長は、実態調査により住所地に実際に居住していないと判明した調査対象者又は前条第2項の規定により催告を行っても期限内に届出がない者については、政令第12条第1項から第3項までの規定により職権消除等を行うものとする。

(職権消除等の通知又は公示)

第7条 市長は、前条の規定により職権消除等を行った場合は、政令第12条第4項の規定により、その旨を調査対象者に通知するものとする。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないとき、その他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を告示するものとする。

(保存年限)

第8条 この告示に定める書類の保存期間は、職権消除等を行った日の属する年度の

翌年度から起算して10年間とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。